国民年金だより

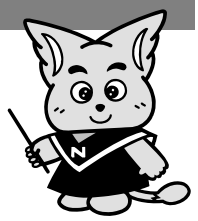

専業主婦・主夫の皆さま

保険料の納付期間が足りなくて年金が受けられない

という方に、大事な「国民年金」のお話です。

専業主婦の年金を改正しました → **手続すれば年金を受け取れる場合があります**

サラリーマンの夫が
- 退職した
- 脱サラして自営業を始めた
- 65歳を超えた
- 亡くなった

サラリーマンの夫と離婚した

妻自身の年収が増えて夫の健康保険証の被扶養者から外れた

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。

この時に届出が遅れ、未納期間が発生した方は、すぐにお問い合わせください！

65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます
65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります

国民年金の切り替えの届出（3号から1号へ）が2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続してください

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員（2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦：3号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、届出（3号被保険者から1号被保険者への変更届）をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続をすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。
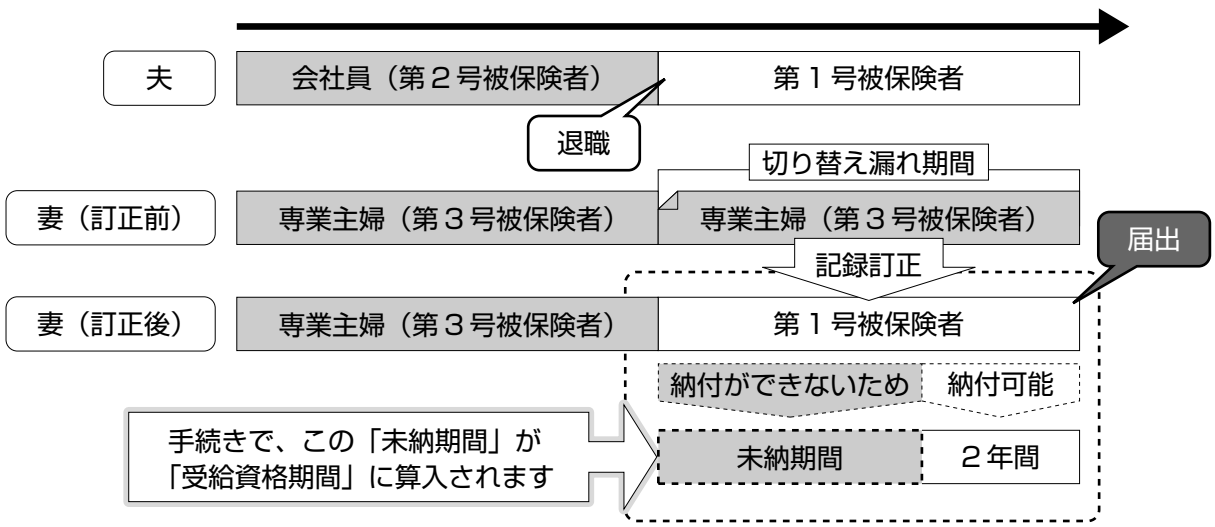
（例）会社員だった夫が退職し、厚生年金加入者（第2号被保険者）でなくなった以降も妻が第3号被保険者のまま切り替えが2年以上漏れていたケース